

小田原短期大学における外部資金等に係る間接経費の取扱い方針

制定 2019年11月1日

(目的)

第1条 この方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、「共通指針」という。）に基づき、小田原短期大学（以下、「本学」という。）における外部資金等に係る間接経費の取り扱い方針について必要事項を定める。

(定義)

第2条 間接経費とは、直接経費に対する一定比率で手当されることで、競争的資金による研究・共同研究・受託研究の実施に伴う本学の管理に必要な経費として、本学が使用する経費を言う。

(使途)

第3条 間接経費は、次の事業等に充てるものとし、具体的使途は「別表」のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善及び研究機能向上に係る事業
- (2) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

(繰り越し)

第4条 間接経費は、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。

(研究者の転出等に伴う返還)

第5条 間接経費は、未使用額がある場合に限り配分機関に返還することがある。ただし、当該外部資金配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

(実績報告)

第6条 間接経費は、毎年度の使用実績に応じて、翌年度6月30日迄に当該外部資金配分機関に報告する。

(執行及び管理)

第7条 学長の責任の下で計画的適正に執行すると共に、使途の透明性を確保する。

(取り扱いの変更)

第8条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、この方針は随時見直すこととする。

附 則

この方針は、2019年11月1日から施行する。

「別表」

間接経費の主な使途の例示（「共通指針」の例示に準拠）

本学において、外部資金等による研究の実施に伴う管理等に必要な経費のうち以下のものを対象とする。

（１）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費

消耗品費、備品購入費、人件費、通信運搬費、旅費交通費、会議費、印刷製本費、手数料等

（２）研究部門に係る経費

（ア）共通的に使用される物品等に係る経費

消耗品費、備品購入費、賃借料、通信運搬費、旅費交通費、会議費、印刷製本費、新聞雑誌費、光熱水費、手数料等

（イ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、消耗品費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、会議費、手数料等

（ウ）特許関連経費

（エ）研究棟の整備、維持及び運営経費

（オ）実験管理施設の整備、維持及び運営経費

（カ）設備の整備、維持及び運営経費

（キ）ネットワークの整備、維持及び運営経費等

（ク）図書館の整備、維持及び運営経費

など

（３）その他の関連する事業部門に係る経費

（ア）研究成果展開事業に係る経費

（イ）広報事業に係る経費等

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、本学の機能向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

以上